調　達　公　告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月５日

鳥取県八頭県土整備事務所長　西村　克則

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

国道４８２号（わかさ氷ノ山トンネル）外トンネル非常用設備点検業務委託　一式

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和８年３月18日（水）まで

（４）入札方法

入札は、紙入札により行う。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれにも登録されている者であること。

ア　建物等の保守管理のうち「電気通信設備管理（運転保守）」又は「消防用施設管理（運転保守）」

イ　機械等（建物等以外）保守点検のうち「設備（建物等以外）保守点検」

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

〒680-0461　鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課

電話　0858-72-3853

電子メール　yazu\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する担当部局

〒680-0461　鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県 八頭県土整備事務所 維持管理課

（３）入札説明書等の交付方法

令和７年９月５日（金）から同月16日（火）までの間にインターネットの鳥取県八頭県土整備事務所ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/y-kendo/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和７年９月５日（金）から同月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（４）郵便等による入札

不可とする。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年９月24日（水）午後２時　即時開札

イ　場所

〒680-0461　鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県八頭庁舎会議棟２階　入札室

５　入札参加者に要求される事項

（１）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（２）本件入札に参加を希望する者にあっては、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和７年９月16日（火）午後５時（必着）までに郵便等又は持参の方法により４の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

要

（３）最低制限価格の設定

　　　本件入札には政令第167条の10第２項及び会計規則第129条の規定に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（４）落札者の決定方法

 　 この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行ったもののうち、最低の価格をもって入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が２者以上いる場合は、くじによって決定する。

（５）手続における交渉の有無

無

（６）その他

　詳細は、入札説明書による。